

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

※委任する人（本人）がすべて記入してください。

委任事項（必ず、○をつけてください。○がない場合はお受けできません。）

- 1 住民票等に関する証明（住民票の写し、除票、記載事項証明書等）
- 2 戸籍等に関する証明（戸籍謄抄本、原戸籍、除籍謄抄本、身分証明書、附票等）
- 3 市税等に関する証明等（所得証明書、納税証明書、評価証明書等、課税内容の確認）
- 4 住民異動の届出（転入、転出、転居等）

(届出は、本庁舎のみです。届出には、異動先、異動日等が必要になります。)

委任する人（本人）

住 所	
氏 名	市税等に関する証明で法人が申請する場合は要押印
生年月日	(明・大・昭・平) 年 月 日
電話番号	(委任内容についてお電話で確認させていただく場合がございますので、日中、17:15 までに連絡が取れる電話番号をご記入ください。)
本 籍 筆頭者	(「2 戸籍等に関する証明」の場合、必要とする戸籍の本籍・筆頭者)

- 「3 市税等に関する証明」の場合、
- ① 法人の場合は、社印または代表者印を押印してください。
 - ② 委任する人(本人)のみの証明書の発行となります。

私は、次の者を代理人と定め、委任事項に係る証明書等の交付請求（申請）及び受領並びに住民異動の届出に関する一切の権限を委任します。

委任された人（窓口に来る方）

住 所	(電話番号)
氏 名	委任する人 との関係
生年月日	(明・大・昭・平) 年 月 日

委任された人は、本人確認ができるもの（裏面参照）を必ずご提示願います。

※印鑑登録に関する委任状は別の様式がありますので、お申し出ください。

※委任状を偽造又は偽造した委任状の行使をした者は、刑法第 159 条（私文書偽造等）又は同法第 161 条（偽造私文書等行使）の規定により罰せられます。

<記入上の注意事項>

- ◇ 委任状は、委任する人（本人）がすべて記入してください。
- ◇ 甲府市では、委任状に基づき委任された人（窓口に来る方）を本人とみなし、委任された人の責任において申請をしていただきます。
- ◇ 日本人の氏名は住民登録上の氏名、外国人の氏名は在留カードに記載の氏名を記入してください。
※委任状と本人確認書類の記載内容が一致しない場合は受付できないことがあります。
- ◇ 委任事項の内容については、委任する人（本人）、委任された人（窓口に来る方）の双方で確認をしてください。
（証明書の「通数」、戸籍等に関する証明書の場合の「本籍・筆頭者」、住所異動の場合の「異動先・異動日」など）
- ◇ 市税等に関する証明は、個人単位の請求となりますので、夫・妻2人の証明が必要な場合は、夫の委任状、妻の委任状の2枚の委任状が必要になります。
- ◇ 市税等に関する証明を法人が申請する場合、印鑑は朱肉を使う印鑑を使ってください（ゴム印やインキ浸透印は無効です）。

<本人確認ができるもの>

【1点提示でよいもの】

運転免許証、パスポート、個人番号カード、在留カードなど、国又は地方公共団体の機関が発行した資格者証及び証明書（顔写真の貼付されたもの。）
（いずれも、有効期限内のものに限ります。）

【2点以上必要になるもの】

Aのみ2点、または、AとBの2点による組み合わせとなります。

A 健康保険資格確認書、年金手帳、介護保険被保険者証など、法律の規定により国又は地方公共団体の機関が発行したもの。

B 社員証・学生証・（顔写真付き）など国又は地方公共団体の機関以外で発行したもの。

本人名義の預金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど。
（取得時に本人確認を行い、かつ改ざん防止の措置を施したもの。）
（いずれも有効期限内のものに限ります。）

<個人番号等についてのご注意>

重要な個人情報であります「個人番号」、「住民票コード」を記載した住民票の写しなどの証明は、「委任した人の住所に郵送すること」が、国の要領により定められております。

委任状があっても、委任された人に直接交付することはできませんので、ご承知おきください。

なお、個人番号を記載した住民票の写しについては、15歳未満の方の法定代理人、成年後見人からの請求があった場合は、直接交付します。